



# 佐倉市緊急通報サービス事業



## 緊急通報サービスとは

高齢者や障害者宅に緊急通報装置を設置し、利用者が緊急ボタンを押すと、24時間365日体制で受信センターが



応答し、救急車の要請や緊急連絡先への連絡、協力員へ訪問要請等を行います。また、お伺い電話により毎月の安否確認も行います。



## 対象となる方

市内に住民登録があり、かつ、在宅生活をしているひとり暮らしの方、又は、ひとり暮らしに準ずる方（※）で、以下のいずれかに該当する方

（※ひとり暮らしに準ずる方：同居者が要介護状態、疾病、障害等により、有事の際に救急要請等の緊急対応をしてもらうことが困難である方）

75歳以上の方

65～74歳で、要介護状態や疾病等により不安がある方

身体障害者手帳1級又は2級の方

※75歳以上の方は、疾病等の要件はありません。

## 一部費用の負担について

- 市民税所得割額課税世帯の方：月額500円（口座振替）
- その他の世帯の方：無料

（裏面に続きます。）→

## 機種について

### ①固定型

### ②携帯型

申請の際に、「固定型」又は「携帯型」の、どちらかの機種を選択していただきます。

※いずれの機種も、自宅及び自宅敷地内でのみ使用可能です。

(ペンダント型発信機と本体イメージ)



(ペンダントは会話不可)



(携帯型本体と充電器のイメージ)

※本体サイズは幅 51×高さ 90×厚さ 18.5mm

## 協力員について

申請にあたり、状況に応じて駆け付けていただくことのできる協力員を、あらかじめ、親族や近隣者等 2 名に依頼していただきます。また、協力員を依頼することが難しい方は、警備員が駆け付けを行う「現場派遣員サービス（月額 330 円）」の利用に同意いただくことで、緊急通報サービスを利用できます。

※現場派遣員サービスは、鍵のお預かりや、  
介護・介助の対応はできません。



## 申請書等の入手及び申請方法

下記担当課へご相談いただくか、又は、市役所ホームページからダウンロードのうえ、申請書類を担当課窓口へご持参、又は、郵送にてご提出ください。

※お問合せいただければ、申請書類一式を郵送にてお送りします。

※ご提出後、書類審査により利用可否と自己負担額を決定します。



<申し込み・問い合わせ先>

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地  
佐倉市役所 福祉部

■高齢者福祉課（高齢の方）

TEL：043-484-6138（直通）

■障害福祉課（障害のある方）

TEL：043-484-4164（直通）

